

熱海市風致地区条例に関する手続の見直しについて

熱海市では、市民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、熱海市風致地区条例（平成27年熱海市条例第5号）に係る手続の見直しを行いました。

1 対象範囲

熱海市風致地区条例に係る提出書類

2 変更内容

熱海市風致地区条例施行規則（平成27年熱海市規則第14号。以下「規則」という。）等に係る下記の様式の押印を廃止します。

様式名		変更内容
規則様式第1号	風致地区内行為許可申請書	押印廃止
規則様式第9号	風致地区内行為変更許可申請書	押印廃止
規則様式第11号	風致地区内行為承継届	押印廃止
規則様式第12号	風致地区内行為完了届	押印廃止
規則様式第13号	風致地区内行為中止届	押印廃止
規則様式第14号	住所氏名変更届	押印廃止
—	風致地区内行為着手届	押印廃止

3 変更時期

令和3年9月1日以降に提出する書類

4 従前の様式の使用について

- 従前の様式（印があるもの）で押印した書類を提出しても受け付けます。
- 従前の様式で、押印せず提出しても受け付けます。

【問合せ先】

熱海市役所 観光建設部 まちづくり課 都市計画室
電話番号 0557-86-6389